

[A] 思想弾圧事件ーテキスト P81(最下部)対応ー

1937年に起きた盧溝橋事件によって、日中戦争(支那事变)が勃発した。戦争が起きると、思想においては国家主義以外の思想は認めず、その他の思想は弾圧していく全体主義(ファシズム)化が進展するようになる。

そのため、1937年から天皇制や国家主義・軍国主義に反する思想や活動などは、国家によって弾圧されていったんだ。その中で代表的な事件が右のものだ。

<思想弾圧事件>

- ①矢内原事件(1937)
- ②第1次人民戦線事件(1937)
- ③第2次人民戦線事件(1938)
- ④河合栄治郎筆禍事件(1938)
- ⑤津田左右吉筆禍事件(1940)

その第1弾は、**矢内原忠雄**という東大教授が1937年に辞職に追い込まれた**矢内原事件**。彼は内村鑑三に学んだ熱心なキリスト教徒で、日本統治下にある台湾の植民地政策を批判した『**帝国主義下の台湾**』や、日中戦争に対して日本の中国侵略を批判した論文『**国家の理想**』を書いたため、東大教授を辞職に追い込まれてしまったんだ。

<人民戦線事件>

人民戦線とは、コミンテルンによる反ファシズム的な運動をする集団のことを言う。そもそも、「人民」という言葉は、中華「人民」共和国や朝鮮民主主義「人民」共和国にみられるように、左翼(共産主義・社会主義)でよく用いられる言葉だね。さらに「戦線」という言葉は、一般的には戦争において戦闘となっている第一線のことをさすけど、「統一戦線」や「共同戦線」にみられるように、左翼(共産主義・社会主義)では「一緒に戦う」という意味合いで用いられる。

つまり、人民戦線とは「共産主義者や社会主義者が、細かい思想の違いを超えて、ファシズムに対抗するために結んだ共同戦線」ということ。だから、ファシズムを進める政府にとっては天敵だよ。そのため、1937年の**第1次人民戦線事件**で**山川均**(共産主義者で1922年に日本共産党を結成)・**鈴木茂三郎**(社会主義者で1955年に日本社会党委員長に就任)・**加藤勘十**(社会主義者で1937年に日本無産党委員長に就任)らが検挙されることになったわけだ。そして、この事件によって、加藤勘十・鈴木茂三郎らが1936年に結成した**日本無産党**という左派政党も解散させられている。

第1次人民戦線事件が加藤勘十のような代議士、山川均・鈴木茂三郎のような運動家が逮捕された事件であるのに対して、1938年の**第2次人民戦線事件**は、**大内兵衛**(マルクス経済学者で東大教授・1922年の森戸事件でも連座)・**有沢広巳**(マルクス経済学者で東大教授)・**美濃部亮吉**(マルクス経済学者で美濃部達吉の子)のような大学教授や学者が逮捕された事件なんだ。なお、有沢広巳や美濃部亮吉は、戦後史でいづれ出てくるから余裕があったら覚えておいてもいいかもね(**有沢広巳**は1946年から進められた鉄鋼業・石炭業などの生産力増加をはかる**傾斜生産方式**を提唱した人物で、**美濃部亮吉**は高度経済成長のひずみによる1960年代後半の公害問題を背景に、日本社会党・日本共産党など革新勢力の支持を受けて、1967年に東京都知事に当選し、老人医療無料化などの福祉政策を推進した)。

矢内原事件と同じように、東大教授であった**河合栄治郎**も『**ファシズム批判**』を著したため(河合の漢字と、特に栄治郎の「治」に気をつけてほしい)、1938年に辞職に追い込まれている(河合栄治郎筆禍事件)。そりゃあ、『**ファシズム批判**』って題名の時点で処罰されるがな…。

さらに、1940年には歴史学者の**津田左右吉**の『**神代史の研究**』なども4著書が発禁処分^{ちゅうぶん}に追い込まれている(津田左右吉筆禍事件)。この人はね、『古事記』・『日本書紀』といった神話の内容を**合理的・科学的に研究**しちゃったの。つまり、「天皇は神の子孫で〜」っていう戦前にはタブーだった部分に「嘘やがな」ってツッコんじゃったわけ。だから、皇室の尊厳を傷つける冒瀆^{ぼうとく}だってことで、『**神代史の研究**』・『**古事記及び日本書紀の研究**』・『**日本上代史研究**』・『**上代日本の社会及思想**』の4著書が発売禁止処分にされてしまったんだ。

[B] 国民精神総動員運動—テキストP81(右上部)対応—

1937年7月7日の盧溝橋事件によって、日中戦争(支那事変)が勃発した。この戦争が始まった2ヵ月後の1937年9月から始まった運動が、「**挙国一致**(一つの目的のために国全体が一体となること)・**尽忠報国**(忠節を尽くし、国から受けた恩に報いること)・**堅忍持久**(辛さや苦しさに耐え、我慢強く持ちこたえること)」という言葉のスローガンとした**国民精神総動員運動**というもの。まあ、簡単にいえば、国民を日中戦争に協力させるために、政府が進めたマインドコントロール運動ってことだね。

そして、この運動の一環として、1939年から実施されたのが、毎月1日は「戦場の兵隊さん達の苦労を偲んで、質素に生活しましょう」という**興亜奉公日**。つまり、10月1日、11月1日、12月1日になると、食事は一汁一菜、生徒のお弁当は日の丸弁当だとか、兵隊さん達の苦労を考えて今日は自粛しましょうねっていう日が設けられたわけだ。さらに、1940年には「**ぜいたくは敵だ!**」という看板が立てられたり、他にも「欲しがりません勝つまでは」・「足らぬ足らぬは工夫が足らぬ」・「ガソリンの一滴、血の一滴」・「進め一億火の玉だ」などの標語が掲げられていったんだ。



[ぜいたくは敵だ]

また、この2年前の**1935年**には、**天皇機関説問題**をきっかけに軍部・右翼が天皇機関説を一齐に攻撃し(この軍部・右翼による政治運動を**国体明徴運動**という)、最終的に岡田啓介内閣は1935年に**国体明徴声明**を出すに至っていた。そこで、こうした国体明徴運動を受けて、日本の「国体(天皇制)」というものがどういうものかを学校教育でも徹底させようと考えたんだ。まあ、つまりは学校教育の中でもマインドコントロールを進めておきましょうってこと。

それが、1937年に**文部省**思想局が発行した『**国体の本義**』という、国体の尊厳・君臣の大儀・天皇への絶対随順などを説いた教科書だ。これは、日本の「**国家体制**」である「天皇制」の「本義(本来の意味)」を説いたもの。先ほどの国体明徴声明も「国体(天皇制)」を明徴(明らか)にするという意味だしね。つまり、『古事記』・『日本書紀』に基づいて、**天孫降臨**の御神勅によって、神様の子孫である天皇家が永遠に日本を統治しているのだから、「天皇には絶対に従いなさい」ということ。

さらに、その天皇制のもとで、国民は「天皇の**臣下**である**国民**」と位置づけられていたよね。そこで、文部省思想局を格上げして設置した**文部省**教学局が、1941年に発行したのが『**臣民の道**』という、臣民としての心得や日常生活などあるべき道を説いた教科書。そして、この『国体の本義』・『臣民の道』は、全国の学校に配布されて、修身・歴史の教科書として使用されたんだ。

[C] 戦時経済統制①—テキストP81(右中部)対応—

1937年に日中戦争が勃発したことに伴って、お金の問題や物資などの問題が出てくる。政府の予算は軍事費に注ぎ込まなきゃいけないし、貿易品に対しても規制を加えておかなければならない。例えば、戦争に必要な物資である石油・鉄鋼・機械類を日本から輸出なんてしたら、とんでもないことになっちゃうからね。そこで、1937年に**臨時資金調整法**と**輸出入品等臨時措置法**を制定して、軍需産業や輸出入産業に優先的に資金を供給できるように、輸出品・輸入品を制限したり禁止したりできるようにしておいたんだ。つまり、戦争に必要なお金を政府が統制できるのが臨時資金調整法。戦争に必要な物資を政府が統制できるのが輸出入品等臨時措置法って考えるといいね。

さらに、1938年には消費電力を規制したりできるように、**電力管理法(電力国家管理法)**を制定して、**日本発送電会社**という半官半民の会社が発電・送電を管理することになったんだ。電力が足りなかったら、工場とかの機械も動かすことができなくなっちゃうからね。

ただし、電力(国家)管理法に関しては、もう一つ出題の仕方がある。電力(国家)管理法は 1938 年の第 73 回帝国議会(第 73 議会)で成立した法律なんだけど、この第 73 議会では、後述する国家総動員法という天下に名だたる悪法も成立している。そのため、「(問)第 73 議会では国家総動員法が成立しているが、同議会で成立した法律を選べ→(答)電力(国家)管理法」という出題の仕方もあるんだ。

ここまで述べてきたような、戦時中に国家が経済をコントロールすることを「戦時経済統制」とか「戦時統制経済」という。じゃあ、ここで戦時中のことをイメージして考えてみよう。戦争中だと人手が不足したり、物資が不足したりすることもあるだろう。そのような場合、どうやって、それら人手や物資を確保することができるかな？

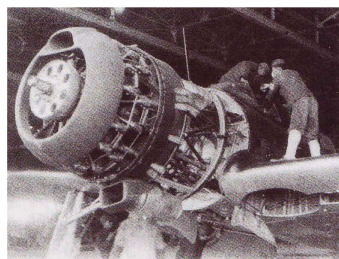
やり方はいろいろあるけど、例えば、人手が不足したら「植民地の人々を強制的に動員して働かせる」・「中高生・未婚女性を工場に強制的に動員して働かせる」、物資が不足したら「戦争していない第三国から輸入する」・「東亜新秩序(のち大東亜共栄圏)の範囲内から輸送する」・「輸入が困難になったら、それぞれの家庭から鍋・釜などを提出させて鉄に加工する」などの方法があるよね。

このような経済を国家が統制するためのアイデアを推進するため、1937 年に企画庁と資源局を統合して設置されたのが、「経済の参謀本部」と呼ばれた企画院という内閣直属の経済統制の調査・立案にあたる機関だ。そして、この企画院が、上記のような戦争に必要な輸入物資をどうやって確保するかといった物資動員計画や、鉄鋼・石炭などの生産力を拡大するための生産力拡充計画を立案したり、前述の電力国家管理法、後述する国家総動員法の制定を進めていったんだ。

その企画院の立案によって、1938 年に制定された法律が国家総動員法。この法律は、「戦時に際して、人的及び物的資源の統制・動員・運用について、議会の承認なしに勅令で法令化できる」というもので、私大レベルの論述問題でも問われるので、しっかりと内容も理解しておかなければいけない。でも、言っている意味がわからないので、一つ一つ具体的に噛み砕いていこう。

まず、「戦時に際して」というのは、そのまま「戦争(事変)が起きている時に際して」という意味で、この法律は「戦争(事変)が起きている時に際して有効である」としている。つまり、この頃は日中戦争(1937~1945)の真っ最中なので、すぐに有効化されることになる。

続いて、「人的及び物的資源の統制・動員・運用」は、「人的資源」・「物的資源」というのが具体的にわかりづらい。例えば、1939 年には国民徴用令という法令によって、国民たちは強制的に軍需工場で働かされることになる。ほら、太平洋戦争中に、中学生や未婚の女性を、工場で航空機や部品の生産などに充てさせた、という話は聞いたことがあるでしょ？これは、「人」という「資源」を工場に「動員」することだよ。これが、「人的資源を統制・動員・運用する」ということなんだ(男子中学生を工場に動員する場合は勤労働員、未婚女性を工場に動員する場合は女子挺身隊という)。



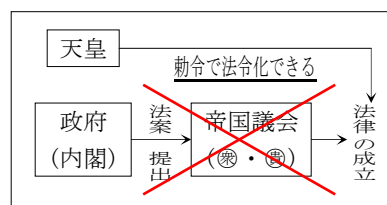
〔勤労働員〕

さらに、1941 年には金属回収令という法令によって、紡績機械などを回収して軍需品の生産に充てることも行われるようになる。ほら、太平洋戦争の末期には、一般家庭から鍋・釜などの金属製品を回収したり、お寺の鐘も回収したりして、軍需品に加工したという話を聞いたことがあるでしょ(有名なので知らなかったら知っておこう)。これは、「物」という「資源」を国家が「統制・運用」というパターンで、「物的資源を統制・動員・運用」ということにあたる。



〔金属回収令〕

さて、まだまだ説明が必要なので続けよう。既述した 1939 年の国民徴用令, 1941 年の金属回収令のような「人的及び物的資源の統制・動員・運用」に関する法令を政府が制定したい, とする。その場合, 通常は帝国議会で法案の審議が行われるよね。ところが, 国家総動員法が成立したら, これからは「議会の承認を経ずに, 天皇からの勅令で法令化できる」というんだ。



つまり, 「人」や「物」に関する法令を出す際には, 議会で話し合いをしないで, 天皇からの命令だってことで, 全部すぐに法令にできるということ。

…え? そんな法律が出来上がっちゃったら, 議会の存在意義って無くなっちゃうんじゃない? …うん, その通り。だから, 国家総動員法が成立した結果, 議会は審議権を失って形骸化してしまったんだ。先ほど天下に名だたる悪法と述べたのは, こういうことだったんだ。

でも, こういう質問もある。「だったら, 国家総動員法が法案として提出された時に, 議会が否決しておけば良かったんじゃないの?」と。うん, これもその通り。実はね, この国家総動員法案について議会で審議が行われるなかで, 法案を説明中の佐藤賢了陸軍中佐に対して, 政党からも「それは憲法違反だろ!!!」って非難が殺到したんだ。つまり, もととは反対派の方が多かったわけだね。ところが, その非難に対して, 佐藤賢了が「黙れ!!!」と恫喝するという事件が起きている(黙れ事件という)。そして, その結果, 国家総動員法は衆議院では全会一致で可決されているんだ…。

㊦ 国家総動員法『官報』

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ国防目的達成ノ為、国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様、人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得、但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

(第1条 本法律において国家総動員とは、戦争時(戦争に準ずる事変も含む。国際法上、宣戦布告のない日中戦争は北支事変→支那事変と呼ばれた)に際して、国防目的の達成のため国の全力を最も有効に發揮できるよう、人的・物的資源を統制し運用することをいう。

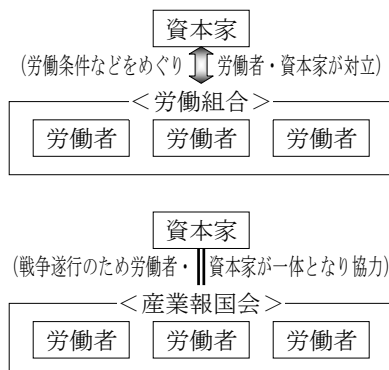
第4条 政府は戦争時に際して、国家総動員上必要な時は、勅令を定めることによって、国民を徴用して、国家総動員業務に就かせることができる(これにより国民徴用令が発せられた)。ただし、兵役法とかち合う時は兵役法を優先する。)

<産業報国会>

1938年に国家総動員法が成立した影響で、**1938年**には職場ごとに産業報国会という労働団体の組織が結成されていく。産業報国会をわかりやすく言うならば、「もと労働組合」と考えてくれるといいかな。

労働組合といえば、労働者が「賃金上げろ」「労働時間短くしろ」ということを、資本家に要求する「労資対立」が特徴的だったよね。でも、日中戦争も長期化する中で、そんな要求はするべきじゃない。「この戦争勝利のためには労働者も資本家も一体となって協力しなくちゃ!」という雰囲気広がっていく(こうした戦争遂行のために、「労資一体」となって戦争に協力しようという運動を産業報国運動という)。

そして、各職場の労働組合が解散されていき、産業報国会という名称へと変更されていくんだ。



[D] 戦時経済統制②ーテキスト P81(右下部) 対応ー

国家総動員法が制定されると、それ以降はいちいち議会で審議をせずに、天皇からの勅令という形で法令を発することができる。そして、その国家総動員法に基づいて 200 近くの法令が出されていくんだけど、その代表的な法令が以下の 4 つだ。

- ①国民徴用令(1939)……国民を強制的に挑発し、軍需産業に動員できる
- ②賃金統制令(1939)……業種別にそれぞれ初任給を公定
- ③小作料統制令(1939)……小作料の不当な引上げを禁止
- ④価格等統制令(1939)……全ての物資価格を 9 月 18 日の公定価格で固定

まず、平沼騏一郎内閣の時に**出されたのが 1939 年の国民徴用令**。これは第一次世界大戦中の 1918 年に制定された**軍需工業動員法**(国家が国民を軍需工場に動員することができる法律)を適用する形で定められたもので、国民を強制的に軍需工場などで働かせることができるというもの。これによって、国民たちは元々働いている職場から強制的に軍需工場などで働かせられることになるんだ。

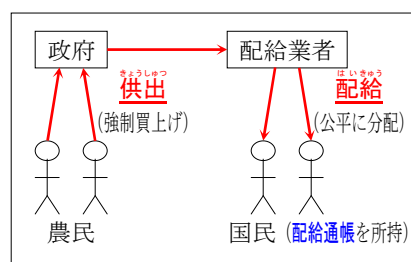
それから、**賃金統制令**(1939)は軍需産業・鉱山・化学工業などの業種別に、それぞれ**初任給を政府が定めたもの**。戦争中なんだから、高い給料を求めるなんてもつてのほかだってことだね。

さらに、**小作料統制令**(1939)では、地主が小作人から徴収する小作料を不当に引き上げることを禁止している。戦争中は、食糧の生産を増やさなければいけないし、地主が小作人から小作料をたんまり巻き上げたら、小作人は生活できなくなっちゃって、食糧の生産が滞ってしまう。だから、小作料を不当に引き上げられないようにして、寄生地主を制限しているんだ。なお、この他にも 1938 年には**農地調整法**を制定して、地主・小作人の関係を調整しようとしている(戦後の農地改革で農地調整法の改正が行われるので、ここで無理して覚えなくてもよい)。

最後は、すべての物資価格を **9 月 18 日の公定価格**で固定した 1939 年の**価格等統制令**(記述問題の際に、「価格統制令」と書く受験生が多いが、「価格等統制令」なので「等」を抜かさないように気をつけてほしい)。これは、1939 年の第二次世界大戦の勃発に伴って、物価が高騰することを抑えるために制定されたもの。つまり、第二次世界大戦による輸入が困難になって、物資不足から物価が上がることを防ぐために、1939 年 9 月 18 日の商品価格で固定することを命じたものだ。

さて、このような国家による経済統制を見ていくと、この当時の経済政策が社会主義に近いことに気づくんじゃないかなと思う。だって、賃金(給料)・小作料・物価を政府が定めてしまうってのは、競争原理に基づく資本主義ではなく、ほぼ社会主義でしょ？このように、戦時中の経済は、物資不足や物価高騰を抑えるために社会主義的な政策がとられるようになるんだ。

その象徴的なものが**供出制**と**配給制**だ。供出とは、農村で生産された農産物を政府が強制的に買い上げるということで、配給制とは公平に物が行きわたるように政府が決めた分量を配ること。戦争の長期化によって米などの食糧が不足すると、農家に買い出しに行く者が現れ、さらに食糧が不足し物価が高騰してしまう可能性がある。そこで、農家で生産された米を政府が強制的に買い取る供出制が 1940 年から始まり、翌年の 1941 年からは配給制がとられるようになるんだ。



こういった食糧を供出制・配給制によって国家が管理できるように定められたのが、1939 年の**米穀配給統制法**を発展させる形で制定された、1942 年の**食糧管理法**だ(「食糧」は米などの主食のこと、「食料」は主食以外のことを指すので、「食糧」の漢字が使われる)。この食糧管理法によって米・麦などの主食を国家が農村から供出し、さらに国民たちには配給を受けるための**配給通帳**が発行されることになったんだ。

なお、一人当たりに配給される量は、一日分でだいたい2合3勺(約320g)ほど。さらに、米以外との生活必需品でも、1940年から砂糖・マッチの切符制がとられていく。

「切符制」というのは、右写真の衣料切符のように、お金があっても切符がなければ物を買えないこと。裏を返せば、切符をたくさん持っていれば物を買うことはできるわけだね。なお、配給制との違いを述べると、「配給制」がとられた米などの主食は「無ければ生活できないもの」だけど、「切符制」の対象となった砂糖・マッチ・衣服などは「無くても生活はできるけど欲しいもの」ということだ。



〔衣料切符〕

最後は、日中戦争中の「ぜいたくは敵だ」というスローガンのもと、1940年の7月7日に出された七・七禁令と呼ばれる贅沢品の製造や販売を禁じた法令もあるけど、これは余裕が覚える程度で構わない。

〔E〕戦時思想統制—テキストP82(右上部)対応—

戦時統制の延長線上として、第二次近衛文麿の時に行われた思想統制も説明しておこう。その一つが、マスメディアなどの言論・思想を統制するための内閣情報局という1940年に設置された機関。これは、新聞・雑誌・ラジオ放送などのマスメディアを取り締まったり、検閲を行ったりする機関なので、新聞・雑誌などのマスメディアに関するテーマ史で、稀に問われることがある。

それから、戦争中に共産党員などに活動されたりしたら、たまったものじゃない。特に、1941年には三・一五事件(1928)で逮捕した日本共産党幹部の刑期満了が近づいていたからね。そこで、1941年に治安維持法を改正して導入されたのが、共産主義者などの政治犯・思想犯が刑期終了後も思想を変えない場合は、引き続き刑務所に拘禁できる予防拘禁制というものだ。つまり、

刑務官「おい、〇〇！共産主義はもう捨てたか？」

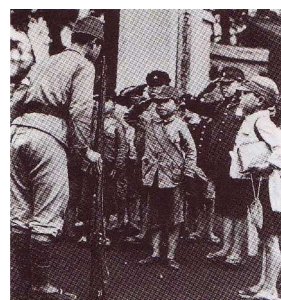
服役者「…うい、ういす！」

刑務官「じゃあ、尊敬する人は？」

服役者「スターリンっす！」

刑務官「はい、アウト～！一生刑務所！」って感じた。

ラストは1941年の国民学校令。これは、国民たちを天皇の国民である「皇国民」としてマインドコントロールしていくために、小学校を国民学校と改めさせたものだ。だから、君たちが通っていた小学校が「いなかっぺ小学校」だったら、「いなかっぺ国民学校」に代わると考えるといいね。なお、この国民学校令で義務教育を8年間に延長することを定めたんだけど、戦争の激化によって実現はされていない。



〔国民学校〕